

条例案の名称に関する意見の比較・整理について

	名称案	キーワード	内容	補足説明等	懸念される点	他の条例の状況等
変更した方が良い【6名】	あさひかわ市民協働の雪対策に関する条例	協働の雪対策 協働で雪に備える	○主たる理念である雪対策に協働して取り組むことが分かる 条例名とした方が良い ○条例は制定がゴールではなくスタート。市民が育てる意識を持たせること、協働の理念を条例の名称に盛り込む事が重要 ○市・市民・事業者が協働で雪対策に取り組むというメッセージを直接的に分かりやすく表現 ○どちらかという行政側が主体に聞こえる。「協働」の言葉を入れた方が、より市民に近く感じられる	・市民に条例を育てる意識を持たせることは、市民意識を高める上で重要 ・(市民協働推進会議資料)旭川市における協働の取組実績(R3)は263件で、協働のイメージは市民に浸透	・市民各々が雪処理のルールやマナーへの意識を高めること、遵守事項や指導勧告の規定など「協働」以外の内容も含まれ、誤解される懸念	・全国で「協働」を含む条例228件のうち92件は会議等や基金、施設の設置条例、134件はまちづくりや市民参加の条例 ・名称は「旭川市」から始まることが基本。過去10年で異なるのは「公立大学法人旭川市立大学に係る重要な財産を定める条例」と「市立旭川病院看護師等奨学金貸付条例」のみ
	旭川市協働で雪に備えるまちづくり条例		○対策するのは雪だけでなく、雪があることで支障の出る車等の問題があるため、もう少し言葉を付け足すと分かりやすい ○名称は一見した印象やどのような内容か分かることが重要。雪対策基本計画の基本理念から、雪によって起こる問題を対策することも重要な視点	・一見して条例の内容が分かることは、条例の内容を市民に伝える上で重要 ・雪対策は、雪によって生じる課題への対応ばかりでなく、親雪・利雪・克雪といった取組もあるため、課題への対策に重きを置いた条例であることが分かりやすい	・「雪対策」は雪に関する様々な対策に対して、「雪問題対策」は雪によって発生する問題に対する対策であり、同じ意味を含む言葉 ・「雪問題」の言葉は、雪自体に問題があるような印象を与え、雪のまちあさひかわのイメージにも影響	・附属機関や会議を設置するための条例として、「旭川市〇〇会議(審議会、委員会など)条例」などの名称が多い
	旭川市安心、安全な冬みちを守る条例	安心、安全な冬みち	○分かりやすく何の条例かをはっきりさせた方が良い ○安心で安全な冬みちを守るという名前がインパクトがあって市民にも伝わりやすいのではないかと	・「安心、安全」の言葉が、誰もが安心して暮らすことができる冬期の生活環境の確保に寄与するとの条例の目的に沿っている ・「冬みち」における「安心、安全」の実現には、道路の除排雪や雪対策が密接であり、関わりの深いフレーズ	・吹雪やスリップ時の注意など交通安全の条例と誤解される懸念 ・敷地内の雪や建築物からの落雪、河川や水路の規定もあるも、「冬みちの安全安心」に特化した条例と誤解される懸念	・旭川市で「安心、安全」を含む条例は、「犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例」のみ。全国(618件)でも多くは旭川市と同様の「防犯、交通安全に関する条例」
	旭川市雪対策推進条例	雪対策の推進	除雪連絡協議会会員からの意見(1名)	・条例の目的で「雪対策の推進に当たり基本的な事項を定めるとともに」とあるなど、一般的なキーワード	・遵守事項や指導勧告の規定など「推進」の文言にそぐわない内容も含まれており、誤解される懸念	・旭川市で「推進」を含む条例は、「地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」、「スポーツ推進条例」など9条例

	名称案	キーワード	内容	補足説明等	懸念される点	他の条例の状況等
どちらでも良い【1名】	冬の旭川でも安心して暮らせる「ゆっき(雪)りん子」対策条例		○基本的には骨子案の名称がシンプルでよいが、旭川らしい名称、馴染みやすい文言などの話もあり、旭川のシンボルを名称に入れた。広く意見を聞いた結果、骨子案のままならばそれで良い	・旭川市キャラクターの「ゆっきりん」が入った市民に馴染みやすい名称	・屋根に近づかない、雪山から飛び出さないなど、冬期の子供の安全安心に特化した条例と誤解される懸念 ・「ゆっきりん子」の対策は条例の内容の想像が難しい	・自治体のキャラクターを名称に含む条例では、「熊本県くまモン活躍基金条例」、「深谷市ふっかちゃん子ども福祉基金条例」、「ひこにゃん活動基金の設置、管理及び処分に関する条例」を確認

	意見の概要	内容	補足説明等	懸念される点	他の条例の状況等
骨子案(旭川市雪対策基本条例)のままの名称が良い【10名】	簡潔で分かりやすく、広く浸透した言葉	○ネーミングはオリジナリティのある内容のほうが市民にインパクトはあると思うが、法令の題名は簡潔であることが必要。骨子案の名称は条例の内容が分かりやすく、明確 ○市民それぞれが雪に関することを連想できるような一般的な名称であり、広く浸透している	・R4年度第3回雪対策審議会で「旭川市が抱える様々な課題に対応していくため、雪対策を包括した条例の名称とすべき」として承認 ・法令の題名は簡潔であると同時に、その内容をできるだけ正確に表現するという要請を満たすもの ・「雪対策」は簡潔で広く浸透している言葉であり誰もが条例の内容を自由に想定(連想)しやすく、基本計画に通じ、条例の目的にも沿う	・直接的すぎて、市民に親しみを持たれにくいとの懸念 【「雪対策」に対する、変更した方が良いとの意見から…】 ・どちらかという行政側が主体に聞こえる ・基本的には骨子案の名称がシンプルでよいが、旭川らしく、馴染みやすい文言など…	・「旭川市における公契約の基本を定める条例」を「公契約条例」とする事例はあるも、「まちづくり基本条例」や「防災基本条例」などに略称はない ・略称を設ける法律は、独占禁止法、DV防止法などで簡潔に説明
	目的に合っている	目的に合って1番分かりやすい			
	内容を総称する名称	○市の役割として雪対策に関する基本的な計画を作成することが盛り込まれており、「除排雪」「雪処理」についての項目が多いものの、条例名称は包含していることがよい ○雪対策を総称する条例なので、変更の必要はない ○幅広い内容に関わる条例なので、このままで良い			
	略称について検討	○(骨子案のままで良いが)略称が付けられるなら、より市民に訴えることができて良い ○(骨子案のままで良いが)広く若者も関心を持てるようなインパクトのある略称があれば、より良い ○条例の文字や内容は愛称となじまない			
	名称より条例の内容や市民周知が重要	○条例の内容をいかに市民や事業者伝えるかが大事 ○いかに条例を市民に広めるかが1番大事 ○名称について細かく考えるよりも、条例の内容をどのように広め、周知させていくのが重要			
		除雪連絡協議会会員からの意見(1名)			